～障がいをお持ちの方の福祉に関するご相談について～

総合保健福祉施設やまびこでは、町内2か所の障がい者・障がい児相談支援事業所へ委託を行い、障がいをお持ちの方の福祉に関するご相談をお電話や訪問により受け付けております。

【とようら社協相談支援センター】

運営：豊浦町社会福祉協議会
住所：豊浦町字東雲町 16 番地 1
高齢者コミュニティセンター 1 階
（豊浦町社会福祉協議会内）

相談支援専門員：細木（ほそき）　克悦（かつよし）
電話：83-2662
（平日午前 9 時から午後 5 時 30 分）

【相談室いと】

運営：NPO 法人ぽけっと
住所：豊浦町字東雲町 16 番地 1
高齢者コミュニティセンター 2 階
（放課後等デイサービスぽけっと内）

相談支援専門員：櫻井（さくらい）　知津子（ちづこ）
電話：82-6303
（不在の場合は 090-9520-2415 まで）

「お悩みや不安ごとなどございましたら、お気軽にご相談ください。」

問　保険福祉係　☎82-3843

障害者(児)に関する各種制度のご紹介

～特別児童扶養手当～

「特別児童扶養手当」は、精神または身体に一定程度の障害を有する 20 歳未満の児童を養育している方に対して支給される手当です。

ただし、障害を理由に年金を受けることのできる児童や児童福祉などに入所している児童などは対象となりません。

◆支給額（月額）
障害等級 1 級：52,400 円
障害等級 2 級：34,900 円

◆支給期日
毎年 4 月、8 月、12 月にそれぞれ前月分まで支給されます。

～障害児福祉手当・特別障害者手当～

「障害児福祉手当」は、精神または身体に重度の障害を有するために日常生活において常時介護を要する 20 歳未満の児童に対して支給される手当です。

「特別障害者手当」は、精神または身体に著しく重度の障害を有するために、日常生活において常時特別な介護を要する 20 歳以上の方に対し支給される手当です。

◆支給額（月額）
障害児福祉手当：14,850 円
特別障害者手当：27,300 円

◆支給期日
毎年 2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれ前月分まで支給されます。

※受給者もしくはその配偶者，または扶養義務者の前年所得が一定額以上であるときは支給されません。
※各手当を受給するためには認定請求書を提出する必要があり、受給資格があっても請求をしないと支給されません。なお、請求に必要な添付書類は各ご家庭の状況により異なりますので、詳細は豊浦町総合保健福祉施設やまびこ・保険福祉係までお問い合わせください。

問　保険福祉係　☎82-3843